

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 7 年11月12日

名古屋市選挙管理委員会委員長 渡 辺 義 郎

名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する規程

名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号）及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成 5 年名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

（名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程）

第 1 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程（平成19年名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式備考第 4 号中「7 円73銭」を「8 円38銭」に、「386,500

円」を「419,000 円」に、「5 円18銭」を「5 円62銭」に改め、別記第 5 号様式別紙備考第 1 号中「7 円73銭」を「8 円38銭」に、「386,500 円」を「419,000 円」に、「5 円18銭」を「5 円62銭」に改める。

（名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程）

第 2 条 名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程（平成 5 年名古屋市選挙管理委員会規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式備考第 5 号中「541 円31銭」を「586 円88銭」に、「270,655 円」を「293,440 円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改め、別記第 5 号様式別紙備考第 2 号中「541 円31銭」を「586 円88銭」に、「270,655 円」を「293,440 円」に、「28円35銭」を「30円73銭」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程及び名古屋市議会議員及び名古屋市長の選挙における選挙運動用ポスターの作成の公営に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。